

第2 施策の推進方針

1 基本方針

利根川が育む肥沃な水田地帯、北総台地の広大な畑作地帯という豊かな土地資源と首都圏内という立地の良さを活かし、①次世代を担う人材の育成・確保、②スマート農業の加速化、③生産基盤の強化・充実、④危機管理体制の強化を4つの柱として、農林業者が自信と希望を持ち「力強く、未来につなぐ香取農林業」の実現を目指します。

そのために、令和7年度を目標に重点的に推進する項目を「基本対策」として位置付け、積極的に施策を展開していきます。

2 基本対策（主な取組）

I 次世代を担う担い手の育成・確保

（1）担い手の農業経営力の強化

ア 担い手の農業経営力の向上

就農直後の新規就農者に対しては、農業経営体育成セミナー、その後の経営発展の段階に応じたスキルアップ研修等の農業研修を実施し、担い手の早期育成と経営管理能力の向上を図ります。

- ①新規就農者に対し、栽培技術の習得、地域優良事例の視察、経営管理に関する研修を実施し、香取地域を担う農業者を育成します。
- ②家族経営協定の締結により、個々の農業者が一層活躍できるよう推進します。
- ③次代を担う若手女性農業者の掘り起こし・組織化を進め、生産技術・経営能力等の向上や経営参画を目指す女性のグループ活動を支援し、自立した女性農業経営者を育成します。

【重点推進事業】

- （ア）新規就農者に対する研修（農業経営体育成セミナー）
- （イ）自立した女性農業経営者の支援

イ 地域農業を支える経営体の育成

- ①人・農地プランの中心経営体となり得る認定農業者の育成・確保を行います。
- ②農業者の減少や高齢化が進む中、生産基盤や集落機能を維持するためには、農業機械の共同利用や法人化も視野に入れた集落営農組織の育成を加速化させる必要があります。そのため、集落リーダーの発掘・育成や効率的な土地利用調整、営農組織づくりなど、集落住民の合意形成に基づき集落自らが主役となる集落営農の取組を支援します。
- ③直売所向け等の農産物加工品の開発、集落組織の新規導入品目の検

討など、集落営農組織、直売組織、小規模農家や女性農業者等が生き生きと農業生産に取り組めるよう、組織的な活動を支援します。

【重点推進事業】

- (ア) 個別経営体の法人化の推進
- (イ) 既存の組織の再編及び集落営農組織設立の加速化

ウ 多様な労働力の確保

- ① 経営の拡大等に伴い必要となる労働力の安定確保に向けて、就業者が安心して働くための就業条件を整備する農業者を支援するとともに、適正に外国人材等が雇用されるよう、農業者へ啓発を行います。また、農福連携の取組により、障がい者などの農業現場での就労を推進し、労働力の確保に繋がります。

【重点推進事業】

- (ア) 労働力の確保に向けた就業条件の整備

(2) 農業を支える新たな人材の確保や企業参入の促進

将来の農業を支える担い手を育成するため、就農啓発活動や関係組織から新規就農者の情報収集を実施するほか、農家後継者・転職希望者・定年退職者等の多様な就職希望者に、就農支援制度や技術習得・資金借入れ等営農準備にかかる相談から就農まで支援します。また、企業参入に対する支援を行います。

- ① 農業関係科のある高校が行う地域の優良農業経営事例の視察等を支援し、青年の就農に対する関心を高めます。また、農業大学校など専門教育機関と連携し、雇用就農希望者と農業経営体のマッチングを支援します。さらに、市町やJ A・農業委員会等と連携し新規就農者の掘り起こしを実施します。
- ② 就農希望者の相談に応じ、就農支援策についての情報を提供するとともに、技術習得や農地の確保、資金導入など、市町や農業委員会と連携して支援します。
- ② 就農前後の交付金の交付、新規就農者の交流会の開催及び市町等関係機関と連携したサポート等により青年が農業に定着できるよう支援します。

【重点推進事業】

- (ア) 新規就農のサポート(就農啓発、就農相談など)
- (イ) 就農意欲の喚起及び就農者の定着促進(研修時及び経営開始後の交付金手続き及び経営安定に向けた支援)

(3) 森林・林業を支える多様な人材の確保・育成

- ① 林業事業体に対する作業コストの縮減や資源情報等を活用した業務の効率化・負担軽減など、林業普及指導員による林業技術の改善等に向けた支援を進め、林業事業体の経営の安定と林業就業者の定着を促進します。
- ② 里山の保全を図るため、森林所有者や市民活動団体等に対する安全管理の徹底や計画的な森林整備の実施など、林業普及指導員による林業技術の改善等に向けた支援を進めるとともに、地域住民や市民活動団体等による森林整備活動を支援します。

【重点推進事業】

- (ア) 林業事業体の育成
- (イ) 多様な人材の確保・育成

【達成指標】

指標名	単位	現 状 R 3 年度	目標又は目安 R 7 年度	備考
新規就農者数	人／年	26	30	
農業事務所が関与した法人化件数	件／年	2	2	

* 現状は農業事務所調べ。R 7 年度の数字は、R 4 ～ R 7 の平均。

II 農林水産業の成長力の強化

(1) スマート農林業の加速化

ア スマート農林業の加速化

- ① スマート農業技術の普及による省力化・規模拡大やスマート農業技術の有効活用に向けて農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を推進します。
- ② 水田作や畑作では、GPSを利用した機械の自動操舵やドローン等ICTスマート農業技術の普及、高密度播種栽培等資材低減技術、また施設園芸では環境制御によるスマート農業技術の普及等を行います。
- ③ 畜産では、規模拡大や搾乳ロボットなどICT等による省力化及びおよび生産性向上に必要な機械・施設等を整備することで地域での高収益型畜産の実現に向けた取り組みを推進します。
- ④ 森林クラウドで市町や林業事業体と資源情報等を共有し、業務の効率化・負担軽減を図るとともに、現地調査でのドローン等の活用を支援し、従来、林内に立ち入って実施していた作業の効率化を図ります。

【重点推進事業】

- (ア) スマート農業技術導入等の実証及び普及
- (イ) ICT等を活用した効率的な森林整備の促進

(2) 生産基盤の強化・充実

ア 競争力を高める基盤整備の推進

利根川沿岸、黒部川沿岸、栗山川沿岸において大規模法人経営体による効率的かつ安定的な水田農業の展開を図るため、ほ場整備を推進します。

事業化に当たっては、農地中間管理事業等を活用し、農地の80%以上が担い手へ面的集積するよう推進し、20ha規模以上の個別経営体や営農組織が省力技術の導入等による経営規模拡大を進めるとともに、飼料用米やWCS用稲への転換、地域振興作物の生産拡大等による所得向上を図るなど大規模経営体を育成し、持続可能な水田農業の実現を目指します。

【重点推進事業】

- (ア) 水田の大区画化など基盤整備の推進

イ 農業用水の安定供給

農業用水の安定した供給のため、国営事業等に関連した用水施設整備による水管理の合理化や、老朽化した基幹的用水施設の更新、耐震性能に劣る石綿管の代替整備を進めます。

また、未整備地域での基幹的用水施設については、末端農地のほ場整備事業等の整備計画を検討する必要があります。

【重点推進事業】

- (ア) かんがい施設の整備
- (イ) 石綿管の代替整備

ウ 災害に強い農村づくり

農業経営の安定と農村生活環境の向上に向け、地盤沈下や開発等による排水量の増大に伴う湛水被害を防止するため、老朽化した排水施設更新の事業化を推進します。

【重点推進事業】

- (ア) 農地防災施設の整備

エ 農業水利施設の長寿命化の推進

施設の長寿命化に向け、施設台帳の整備や点検マニュアルに沿った自主的管理体制の確立を推進するとともに、機能診断に基づく保全計画の策定、並びに保全計画に基づく、対策工事に取り組みます。

また、北総東部用水の受託管理施設について、水資源機構や北総東部土地改良区と連携を取り、計画的な修繕を行い、用水の安定供給に努めます。

施設の管理者である土地改良区の統合整備による運営基盤の強化を推進・支援します。

【重点推進事業】

- (ア) 農業水利施設の長寿命化
- (イ) 北総東部用水施設の管理
- (ウ) 土地改良区の統合整備

オ 生産力を高める産地体制の強化

人・農地プランや産地計画等に位置付けられた意欲的な経営体の生産性向上に必要な施設・機械の導入を支援するとともに、集出荷施設の再編整備に向けた出荷規格の統一、出荷調製作業の省力化、計画出荷などを推進します。

園芸部門では、野菜価格安定対策事業の活用を進めるとともに、連作障害を回避する輪作体系、果樹の計画的な改植の普及などを進めます。

需要に応じた米の生産を着実に進め、転換作物として飼料用米やWCS用稲等の新規需要米、加工用米、麦、大豆、高収益作物等の生産を推進します。また、落花生の振興に向け、省力化機械の導入・普及を進めます。

畜産部門では、規模拡大や高付加価値化など、高収益型の畜産経営を実現するため、地域ぐるみで畜産経営を支援する畜産クラスターの構築を支援します。

(3) 農地利用の最適化

ア 担い手への農地の集積・集約化の促進

優良農地を集積し担い手が効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう、県農地中間管理機構や市町との連携の下、農地利用集積率が低い水田地帯を中心に、「人・農地プラン」に基づく集落営農組織や担い手への農地の利用調整活動を促進します。

また、基盤整備を実施する地区においては、基盤整備を契機として地区内農家の合意形成を図ることにより、担い手への農地の利用集積を推進します。

【重点推進事業】

- (ア) 担い手に対する農地利用集積の推進
- (イ) 農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化の推進
- (ウ) 「人・農地プラン」への支援
- (エ) 水田の大区画化など基盤整備(機構関連事業等)や農地耕作条件改善事業の推進

イ 荒廃農地に対する総合的な対策の推進

荒廃農地の発生による鳥獣害や病害虫被害の拡大は、農村環境の悪化ばかりでなく、生産者の生産意欲を減退させていることから、これらを一体的な課題と捉え、総合的に対策を講じていきます。

荒廃農地対策として、担い手による荒廃農地の再生に対する支援や、水路や農道の整備、暗きょ排水の設置等農地の条件整備への支援などを行います。加えて、地域ぐるみでの農地の保全管理活動などを促進します。

【重点推進事業】

- (ア) 荒廃農地の再生を行う引き受け手に対する支援

(4) 食の安全確保と消費者の信頼確保

ア 食の安全確保に向けた取組の推進

香取地域の安全・安心な農産物を消費者にお届けするための体制として、①研修を受講した指導員によるGAP制度の推進、②年間検査計画に基づく農薬の安全指導や農産物の放射性物質モニタリング検査の実施、③食品販売店、農産物直売所等を対象に啓発・指導巡回による食品表示適正表示の推進、④米穀事業者を対象に巡回による米・米加工品取引記録の作成・保存及び産地伝達の適正化の推進を行います。

【重点推進事業】

- (ア) GAP制度の推進
- (イ) 農薬の安全指導の推進
- (ウ) 放射性物質検査による安全な農林産物の提供
- (エ) 食品表示の適正化の推進

(オ) 米・加工品取引記録の作成・保存及び産地伝達の適正化の推進

イ 消費者の信頼確保に向けた取組の推進

香取地域の農産物への消費者の一層の信頼を得るため、農業生産における「食品安全」、「環境安全」及び「労働安全」などの取組項目を点検・記録・評価するGAPの導入を推進します。

また、原発事故に伴う農林産物の放射性物質のモニタリング検査の継続により、香取地域の農産物の安全性を確保します。

【重点推進事業】

(ア) GAP制度の推進（再掲）

(イ) 放射性物質検査による安全な農林産物の提供（再掲）

(5) 環境に配慮した農林業の推進

ア 環境に配慮した農業（みどりの食料システム戦略）の推進

一層の環境への負荷低減を図るため、「環境にやさしい農業」の各種制度である、「ちばエコ農業」、「エコファーマー」及び有機農業の取組を進めます。

また、環境保全型農業直接支払交付金の活用により、環境保全機能を向上させる営農活動を支援します。

併せて、GAP取組の拡大による産地の環境保全を図ります。

園芸産地において、その生産の過程で排出される廃プラスチックの処理については、市町と連携し適正かつ円滑な回収処理を推進します。

【重点推進事業】

(ア) 「ちばエコ農業」の推進

(イ) 「環境にやさしい農業」の推進

(ウ) 「エコファーマー」認定の推進

(エ) 環境保全機能を向上させる営農活動の支援

(オ) 園芸用廃プラスチック処理対策の推進

(カ) GAP制度の推進（再々掲）

イ 環境に配慮した多様な森林づくり

森林クラウドで管理する森林簿や林相区分図等の資源情報等を活用し、林業事業体における森林経営計画の策定を支援することにより、計画的・効率的な森林整備を促進します。

また、森林における二酸化炭素吸収などの公益的機能を強化するため、間伐や主伐後の確実な再造林、スギ非赤枯性溝腐病被害森林の再生を促進するとともに、林業の生産性の向上を図るため、森林整備の

低コスト化に必要な路網の整備を進めます。

さらに、市町による森林環境譲与税や経営管理制度を活用した森林整備の取組と森林環境譲与税を活用した木材利用や普及啓発等の取組を促進するため、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町を支援します。

加えて、林地開発行為の審査に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、適正な指導を行います。

【重点推進事業】

- (ア) 計画的・効率的な森林整備の促進
- (イ) 森林の公益的機能を強化する整備の促進
- (ウ) 森林環境譲与税活用のための市町支援
- (エ) 林地開発行為の適正な指導

【達成指標】

指標名	単位	現 状 R 3 年度	目標又は目安 R 7 年度	備考
水田のほ場整備率	%	42.3	45.1	
水田の整備済面積	ha	4,563	4,863	
スマート農業機器の導入件数	件	105	165	
担い手への農地集積面積が耕地面積に占める割合	%	29.8	52.5	
「環境にやさしい農業」の取組面積	ha	92.9	100	

Ⅲ 市場動向を捉えた販売力の強化

(1) 需要を捉えた販売の促進

ア 地域農林水産物のイメージアップと需要拡大

県を代表する穀倉地帯から産出される「お米」や、県の主要産地である「さつまいも」に加え、「ちばエコ農産物」をはじめとする香取の農産物を、県内はもとより全国、海外にPRし、新鮮で安全・安心な「千葉ブランド」農産物の生産から流通・販売に至るまでの取組を推進します。

そのために香取産農産物の旬やおいしい食べ方などの情報発信や新たな販路を開拓するため、民間が主催する商談会への出展支援を行います。

地域特産品目等を活用して知名度向上を目指すなど地域が主体的に行うブランド化の取組を支援します。

特に、農産物の輸出においては、香取地域の主産物である「さつまいも」の取組を支援します。

【重点推進事業】

- (ア) 県産農林水産物の魅力発信
- (イ) 県産農産物の地域ブランド化の推進
- (ウ) 輸出に取り組む生産者団体等への支援

イ 県産木材の利用促進

多くの県民が利用する公共建築物や民間施設等における木材利用を促進して、県産木材の需要を高めていきます。また、森林整備により生産した木材の利用を促進するため、多様な販路の開拓を支援します。

(2) 地域資源を活用した需要の創出・拡大

ア 地域資源を活用した魅力ある商品の開発

農林業者が経営多角化による所得向上や雇用の拡大、産地の活性化を図るため、農産物を加工し付加価値を高めた商品開発に取り組めるよう支援します。また、農林業者が商工業者等と連携する経営多角化の取組や、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品の開発や販路開拓、並びに加工機械・施設等の整備を支援します。

なお、6次産業化の取組の具体化を図るため、6次産業化の専門家による農林業者の計画づくりを支援する「千葉県6次産業化サポートセンター」等と連携を図りながら、6次産業化を推進します。

【重点推進事業】

- (ア) 農業経営多角化の支援
- (イ) 「ちばの6次産業化ネットワーク活動」の推進

イ 食育の推進

香取の伝統と文化に根ざした「食」と「農」の大切さを住民に伝え、各世代で必要な食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活が実践できるよう「食育」の取組を、行政、教育関係者、農業協同組合、ちばサポート企業、ちば食育ボランティアなど官民が連携した幅広い県民運動として展開します。また、その推進の担い手となる「ちば食育ボランティア」を積極的に育成し、活動を支援します。

【重点推進事業】

- (ア) ちば食育活動の推進

ウ 木育の推進

県民が木材に触れる機会を増やし、森林や木材に対する理解の醸成を図るため、木育活動の支援を行います。

(3) 新たな販路開拓に向けた輸出促進

香取地域を代表する農産物として、平成 26 年からマレーシア、シンガポール、タイなど東南アジア諸国を中心に輸出を行っており、国の「農林水産物・食品輸出拡大実行戦略に基づく輸出重点品目の輸出産地リスト」に登録されている JA かつりを中心に輸出拡大に向けた支援を行います。

また、輸出拠点市場として令和 4 年 1 月に新たに開場した成田市公設地方卸売市場の活用についても、検討を進めます。

【達成指標】

指標名	単位	現 状 R 3 年度	目標又は目安 R 7 年度	備考
さつまいも及びいも加工品の 輸出量	t	130	200	

* 現状（令和 3 年度）は JA かつりの輸出量としています。

IV 地域の特性を生かした農村の活性化

(1) 農村における交流人口の拡大

ア 都市と農村の交流の推進

都市住民はもちろん、他地域からの旅行者に対しても農村の魅力を PR するため、ホームページ等を活用し、香取地域の豊かな自然環境や地域農産物の情報発信を行うとともに、拡張が予定される成田空港を利用する旅行者に対しても広報活動等を推進します。

また、道の駅や直売施設等を利用する都市住民や旅行者に対し、地域の特産品をアピールするとともに、農業体験施設への誘導を目的とした情報発信を行います。

【重点推進事業】

(ア) グリーン・ブルーツーリズムの推進

イ 森林との触れ合いの場の創出

里山の保全を図るため、地域住民や市民活動団体等による森林整備

活動を支援します。

(2) 農村の多面的機能の維持

ア 多面的機能を活かした農村環境の維持・発揮

現行の制度に加入している地域に継続を促すとともに、未加入のほ場整備事業の実施・計画地区や担い手への農地集積を進める地域に本制度の加入を促進し、農地の出し手が農業の多面的機能の維持・発展と地域資源の質的向上を図る共同活動を支えるとともに、生産主体の担い手が営農に専念できる環境をつくり、地域全体で農業・農村の活性化を推進する体制を整備します。

【重点推進事業】

(ア) 農地・農業用水等の保全・向上を図るための地域活動への支援

(3) 有害鳥獣対策

ア 有害鳥獣被害に対する総合的な対策の推進

有害鳥獣による農作物被害の拡大は、農村環境の悪化ばかりでなく、生産者の生産意欲を減退させていることから、これらを一体的な課題と捉え、総合的に対策を講じていきます。

鳥獣被害に対しては、農作物への被害軽減に向け、研修会の開催や防護施設の整備等を支援していきます。

【達成指標】

指標名	単位	現 状 R 3 年度	目標又は目安 R 7 年度	備考
多面的機能支払制度加入面積	ha	6,696	7,155	
多面的機能支払制度加入率	%	44.1	47.2	

* 加入率は多面的機能支払制度加入面積を農振農用地面積で除したものの。

V 災害等への危機管理の強化

(1) 災害等への備えと復旧への支援

ア 災害に備える経営の取組の推進

自然災害や新型コロナウイルス感染症による経済への影響など様々なリスクに対応するため、収入保険や園芸施設共済等の農業共済制度への加入を促進する必要があります。

また、園芸産地においては、生鮮野菜類を供給するため、BCP計画の策定や農業用ハウスの補強対策、低コスト耐候性ハウスの導入等災

害に備える経営を支援します。

イ 農村の防災・減災対策

農業経営の安定と農村生活環境の向上に向け、地盤沈下や開発等による排水量の増大に伴う湛水被害を防止するため、老朽化した排水施設更新の事業化を推進します。(再掲)

【重点推進事業】

(ア) 農地防災施設の整備

ウ 災害に強い森林づくり

① 災害に強い森林づくりの推進

令和元年房総半島台風等による倒木被害森林の復旧や、市町道等のインフラ施設周辺における倒木被害の未然防止につながる森林整備を支援します。また、風倒木対策を含め、間伐等の適切な森林整備を進めることにより、災害に強い健全な森林づくりを推進します。

② 治山施設の整備推進

山腹崩壊や土砂の流出による災害の発生を軽減するため、山地治山事業などの山地災害対策を推進します。また、治山施設の安全性の確保や維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、個別施設計画に基づき、計画的な対策工事に取り組みます。

③ 林地開発行為の適正化

林地開発行為の審査に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、適正な指導を行います。

エ 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

管内で高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の急性悪性家畜伝染病が発生した場合、家畜保健衛生所、関係市町と連携し、迅速に現地の防疫体制を整え、対応します。

また、農場レベルでの生産する畜産物の安全性を確保するため、農場HACCP等を推進し、個々の農場における衛生管理の向上を図ります。

オ 植物防疫対策の推進

サツマイモ基腐病等管内で未発生 of 新たな病害虫等が発生した場合、関係市町、JAかとり、千葉県農業共済組合香取支所、千葉県農林総合研究センター等と連携し、発生状況や防除対策などの情報を速やかに共有し、農業者へ発信します。

カ 災害等からの復旧

風水害等により、管内農林業に甚大な被害が発生するおそれがある場合、市町、JAかとり、千葉県農業共済組合香取支所、気象災害モニターの農業者と連携を図りながら、被害情報を把握し本庁関係各課に報告し、各種復旧・復興施策を実行します。

キ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応として、需要減に伴う売上減少に対して、補助制度や融資制度等の周知及びその手続きの支援を行います。また、経済変動の影響などのリスクに対応するため、収入保険への加入を促進します。

作業場でのアクリルパーテーションの設置など、感染防止に資する作業環境の改善に向けた取組を支援します。

(2) 危機管理体制の強化

ア 危機管理体制の強化

災害発生時の速やかな情報収集や災害対応に向け、市町との情報共有体制を整備するとともに、復旧・復興に迅速に対応するための体制を構築し、各種復旧・復興施策を実行します。

具体的には、防災重点農業用ため池の緊急時の迅速な避難行動につながる対策として、緊急時の避難経路や避難場所を示したハザードマップの作成について推進します。

【達成指標】

指標名	単位	現 状 R 3 年度	目標又は目安 R 7 年度	備考
ハザードマップ等を作成した防災重点農業用ため池の割合	%	67	100	

VI 部門別対策

(1) 力強い水田農業の確立

地域の担い手農家が水田を効率的に利用するために、水田の生産基盤整備を行うとともに、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を推進します。また、WCS用稲や飼料用米、麦、大豆、園芸品目等需要のある品目への転換を着実に進め、香取地域の水田を最大限に活用するとともに、収入保険や収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)等の加入を促進し、農業経営の安定化を図ります。

ア 生産基盤の整備と水稲の省力・低コスト化の推進

担い手不足への対策として、地域の特性と経営の形態に応じた基盤整備や、基盤整備事業を契機とした担い手の育成、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化等により、水田農業の大規模化を進めるとともに、省力・低コスト化技術の導入による営農の効率化や収益力向上を目指します。併せて、担い手組織間の情報交換を促進し、合理的な作業受託等を推進します。

具体的には、人・農地プランの作成支援や法人化支援、規模拡大・省力化に対応可能な機械・施設等の導入支援、スマート農業技術の普及、高密度播種栽培技術等の省力化技術の普及を行います。

また、自然災害等不測の事態による経営悪化に備え、収入保険やナラシ対策、農業共済等の加入を促進します。

イ 需要に応じた米の生産・販売と水田フル活用の推進

国等が提供する米の需給見通しや価格情報、在庫情報等を踏まえ、中食・外食や地域ブランド米等、実需者ニーズに応じた生産と安定取引等を推進します。特に、令和2年にデビューした新品種「粒すけ」は、大粒で、倒れにくく収量が多いため、家庭用から中食・外食用まで幅広い用途に対応できる品種であることから、生産者と実需者双方のメリットを活かせるように、普及・定着を図ります。

また、食料自給率・自給力の向上を目指し、引き続き、麦や大豆などの畑作物の生産を支援するとともに、飼料用米やWCS用稲、ねぎなどの高収益作物等への転換及びその団地化等の取組を支援し、水田の有効活用を推進します。

【重点推進事業】

- (ア) スマート農業技術、省力化技術の普及
- (イ) 担い手への農地集積・集約化
- (ウ) 法人化や経営継承の促進
- (エ) 担い手の機械・施設整備
- (オ) 飼料用米やWCS用稲、高収益作物等への着実な転換と団地化

【達成指標】

指標名	単位	現状 R3年度	目標 R7年度	備考
大規模個別経営体（30ha以上）の育成（累計）*	戸	25	35	
担い手の経営耕地面積が全農地面積に占める割合【再掲】	%	29.8	52.5	
水田のほ場整備率【再掲】	%	42.3	45.1	

* 毎年3～4戸の経営体を育成します。

(2) 地域の特性を活かした個性豊かな園芸産地づくり

担い手の減少等により、生産量が減少傾向にある中、既存産地を強化するため、個別経営体の規模拡大、省力化、生産性向上、畑地かんがい用水の活用、専用貯蔵庫や予冷库等の整備による周年出荷体制の強化等を支援します。

ア さつまいも

令和2年における香取地域の栽培面積は、654ha（2020農林業センサス（多古町非公表））となっています。

若手農業者や認定農業者の一部には、省力化機械や雇用の導入、専用貯蔵庫の導入により経営規模の拡大を図る農業者がみられます。

今後も年間を通じた計画出荷を強化するため、機械導入による省力化・作業の外部委託・雇用の導入等の労力対策及び専用貯蔵庫・洗浄施設の整備支援により、産地の核となる大規模経営体の育成に取り組みます。また、多様なニーズに対応した出荷と品種別の計画出荷を推進するとともに、販路拡大につながる輸出への取組をさらに支援し、産地の活性化を図ります。

【若手農業者や認定農業者の規模拡大】

- ① 収穫機等の高性能機械の導入による省力化
- ② 専用貯蔵庫の導入による品種別の計画出荷
- ③ 省力化・作業の外部委託・雇用導入等の労力対策の検討・構築
- ④ 荒廃農地の有効活用

【県内産地間連携の計画的な出荷による平均単価の維持】

- ① 専用貯蔵庫の導入による多様なニーズに対応した出荷体制の構築
- ② 「千葉県産さつまいも品種別販売方針」に基づく粘質系品種の計画出荷

【輸出の更なる拡大】

- ① 貯蔵期間の延長及び輸送中の腐敗減少による輸出拡大
- ② 新規輸出国の開拓支援

【栽培技術の改善による品質の向上】

- ① 緑肥の導入・拡大による土づくり、輪作等による連作障害軽減

イ 露地野菜（さつまいも除く）

多数の品目が出荷量や品質における市場評価が高く、地域の特産品となっていますが、担い手の高齢化や後継者の減少のため、栽培面積の減少が危惧されています。

このため、産地の継続・拡大に向けて、個別経営体の規模拡大、生産性向上を進めるために、以下の事項を中心に支援します。

- ① 地域の体系や経営規模に応じた機械導入等による省力化
- ② 土づくり、新品目導入を含めた輪作等による連作障害軽減
- ③ 予冷库導入等による品質向上や労働環境の改善

ウ 施設野菜

各品目の生産者数は多くはありませんが、地域の重要な特産品に位置づけられています。今後予想される、担い手の高齢化や後継者の減少による栽培面積の減少に対し、若手生産者を中心に、以下のような事項を支援し、生産力の維持強化を図ります。

- ① 高度な環境制御等のスマート農業技術の導入による収量品質向上
- ② IPM技術導入等による病虫害防除技術改善による生産性向上
- ③ 老朽化した施設の改修支援による生産量の向上
- ④ 栽培管理、経営管理技術向上を目指した生産者間連携の推進

エ 果樹

産地の維持・発展を図るため、省力化機械の導入や品質・収量の向上に必要なハウス施設等の整備を支援します。また、農業経営体育成セミナー等の研修や個別指導で後継者の技術等の向上を支援します。

梨では、香取市が産地計画を令和2年3月に策定していますが、生産力向上のために、計画的な改植を推進するとともに、病虫害発生に関する情報等を提供し、適切な防除を支援します。

ぶどうでは、「デラウェア」や「巨峰」に加え、単価が高い「シャインマスカット」等の欧米雑種や欧州系品種の導入が進んでいます。高品質果実生産に必要なパイプハウスの整備や安定生産技術の普及を支援し、所得向上を目指します。

イチジクでは、生産力向上のために、計画的な改植を推進するとともに、栽培管理技術の高位平準化、病虫害防除の徹底により、品質の向上と安定生産を図ります。

オ 花き

後継者及び若手生産者の技術力及び経営能力向上の支援を行い、経営体の強化を目指します。併せて、老朽化した施設の改修や省力化機械、省エネ設備の導入を支援すると共に、スマート農業機器を導入し、環境制御技術等の技術確立を支援することで、生産物の品質改善及び収量向上による所得の向上を目指します。

【重点推進事業】

- (ア) 産地における施設・機械整備支援
- (イ) 園芸産地活性化の支援
- (ウ) 集出荷貯蔵施設整備に対する支援

【達成指標】

指標名	単位	現 状 R 3 年度	目標又は目安 R 7 年度	備考
さつまいも栽培面積が 10ha 以上の経営体数	戸	7	12	
専用貯蔵庫を新設又は増設した生産者数	件	0	10	

香取農業事務所調べ

(3) 畜産生産基盤の強化による経営安定

ア 経営の安定化と生産性の向上

規模拡大、担い手の確保による畜産経営の強化を図るため、畜産経営体をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集した畜産クラスター^{※1}の更なる取組を強化し、生産性を向上させます。既存の畜産クラスターについては、関連事業の積極的な導入並びに計画に掲げている目標の進捗管理により飼養規模の拡大と経営安定を図ります。新規に畜産クラスターの設立を目指す地域については、地域の連携を調査し、計画の策定など設立に向けた支援を実施します。

また、地域畜産総合支援体制整備事業を活用した組織・個別支援指導を実施するとともに、関係機関と連携した畜産研修会等を開催し、経営改善や畜産物の生産性・品質向上を図ります。

急性悪性家畜伝染病の発生またはその恐れがある場合、家畜保健衛生所との連携の下、発生予防やまん延防止に努めます。また、農場レベルでの生産する畜産物の安全性を確保するため、農場HACCP^{※2}等を推進し、個々の農場における衛生管理の向上を図ります。

※1 畜産クラスター：畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組です。

※2 農場 HACCP：畜産農場における衛生管理を向上させるため、危害因子（微生物、化学物質、異物など）を明確にして管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録することにより、農場段階での危害要因をコントロールする手法です。

イ 自給飼料生産・利用の推進

輸入飼料価格に左右されない安定した経営のために、自給飼料の生産・利用の推進を強化します。自給飼料の生産拡大を図るため、水田や耕作放棄地等を有効利用した飼料用米、WCS用稲や飼料用トウモロコシ等の飼料作物の作付け・利用を推進します。

飼料用米では、生産量が増えている一方で利用者への流通体制と利用する畜産経営体での受け入れができていないことから、地域内での

耕畜連携による流通拡大に向けた取組を支援します。

WCS用稲については、香取市、多古町で取組が拡大しているので、需給バランスを考慮して利用者のニーズに合った茎葉型の専用品種の導入や適期収穫をするための品種選定、飼料生産コントラクター^{※1}の作業体系の改善等により、良質な飼料確保に努めます。

飼料用トウモロコシについては、単収の増加を図るため、試験研究機関と連携した研修会や現地検討会の開催、栽培と収穫作業体系の改善により、自給飼料の生産性を向上させます。

自給飼料の安定供給と利用促進を図るため、高性能機械の導入による飼料生産体系の効率化や、自給飼料の給与技術指導を実施します。また、作業の省力化・外部化によるゆとりを確保するために飼料調整作業を行うTMRセンター^{※2}の活用を促進します。

※1 飼料生産コントラクター：飼料生産の作業を請け負う集団や組織のことで。

※2 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料がバランスよく配合された完全混合飼料（total mixed ration）を専門的に製造し、農家へ直接販売供給する施設や組織のことで。

ウ 家畜排せつ物の有効利用の促進

生産性向上を目指す畜産経営体が地域と調和した畜産経営を図るため、事業の活用により、家畜排せつ物処理に必要な機械・施設の導入を支援します。

耕種農家との連携を進めるために、耕種農家の求める品質・性状の堆肥の生産を行い、散布に係る機械・施設の導入を支援し、堆肥利用促進ネットワーク^{※1}への加入等を推進します。

※1 堆肥利用促進ネットワーク：千葉県内で生産されている「家畜ふん堆肥」や「畜産農家」を検索し、堆肥の成分や販売方法などを知ることができます。

【重点推進事業】

- (ア) 規模拡大による収益力の向上
- (イ) 飼料自給率向上対策支援
- (ウ) 畜産環境保全整備に対する支援

【達成指標】

指標名	単位	現 状 R 3 年度	目標又は目安 R 7 年度	備考
省力化に新たに取り組んだ酪農家の戸数 [※]	戸	19	26	
自給飼料の栽培面積	ha	485	580	

※ 省力化機械の導入推進等により年間延べ1～2戸の増加を目指します。

(4) 災害に強い森林づくりと森林資源の循環利用の促進

ア 災害に強い森林づくり

倒木被害森林の復旧や倒木被害の未然防止につながる森林整備等の支援、山地治山事業の推進を行います。

また、林地開発行為の審査に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、適正な指導を行います。

イ 森林資源の循環利用

① 計画的な森林整備と人材育成

林業事業者等における森林経営計画の策定を支援し、計画的な森林整備を促進します。

また、林業事業者に対して、作業コストの縮減や資源情報等を活用した業務の効率化・負担軽減など、林業普及指導員による林業技術の改善等に向けた支援を進め、林業事業者の経営の安定と林業就業者の定着化を図ります。

② 県産木材の利用促進

多くの県民が利用する公共建築物や民間施設等における木材利用を促進し、県産木材の需要を高めていきます。

また、森林整備により生産した木材の利用を促進するため、多様な販路の開拓を支援します。

③ 適切な森林整備の促進

森林における二酸化炭素吸収などの公益的機能を強化するため、間伐や主伐後の確実な再造林、スギ非赤枯性溝腐病被害森林の再生を促進します。

また、森林クラウドで管理する森林簿や林相区分図等の資源情報等を活用し、林業事業者による森林経営計画の策定を支援することで、森林の集約化による効率的な森林整備を促進します。

さらに、林業の生産性の向上、業務の効率化・負担軽減を図るため、森林整備の低コスト化に必要な路網の整備やドローン等のICTの活用を進めます。

加えて、森林環境譲与税や経営管理制度を活用した市町による森林整備の取組が円滑に進むよう、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町を支援します。

④ 県民と森林の絆づくり

市町に配分される森林環境譲与税の用途について、森林整備のみならず、木材利用や普及啓発等、地域の特性を活かした幅広い取組に有効に活用されるよう、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町を支援していきます。

また、里山の保全を図るため、地域住民や市民活動団体等による森林整備活動を支援します。

さらに、県民が木材に触れる機会を増やし、森林や木材に対する理解の醸成を図るため、木育活動を支援します。

【達成指標】

指 標 名	単 位	現 状 R 2 年 度	目 標 又 は 目 安 R 7 年 度	備 考
森林整備面積	ha	3.7	5.6	